

令和8年度 豊後大野市ブランド認証申請商品募集要領

令和8年8月1日

1. 目的

豊後大野市内で生産された農林水産物等の地域資源を活用した加工品や市内で製造された加工品等の中から特に優れた商品を豊後大野ブランドとして認証し、広く情報発信することにより、消費の拡大及び地域産業の振興並びに地域経済の活性化を図るとともに、本市の魅力を向上させることを目的として実施します。

2. 対象加工品等

次の全ての要件を満たす商品を対象とします。

- (1) 市内で生産された農林水産物等を主原料としている、又は市内で製造されていること。
- (2) 市外で製造されている場合であっても市内で生産された農林水産物等を主原料としている場合は、次の①から⑤のいずれかに該当し、理由書（別紙4）の提出があれば対象とする。
 - ① 3年以内に本市内に申請商品を製造する施設を建設する確約がある場合
 - ② 申請商品を製造する事業者が市内に無い場合
 - ③ 申請商品の品質や生産量の確保等ができる事業者が市内に無い場合
 - ④ 申請商品を製造する専門的な技術、知識等を有する事業者が市内に無い場合
 - ⑤ 許認可により、市内で加工できない場合
- (3) 市内外で広くPRされており、又は広くPRされる予定があること。
- (4) 6ヶ月以上販売されていること。

3. 認証申請者の資格

次の全ての要件を満たす者を対象とします。

- (1) 加工品等を製造、又は販売する者。
- (2) 加工品等の製造又は販売について、法令等の規定に違反していないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4. 認証基準

豊後大野市ブランド認証品とは、本市の特徴を活かしている又は本市特産品としての認知度や販売実績があるもの及び安定した製造又は販売をしているものであって、次に掲げる基準により総合的に審査を行います。

(1) コンセプト

- ア 豊後大野市をイメージできる加工品等であること。
- イ アイデアやストーリー性があり、付加価値の高い商品であること。

(2) 独自性・希少性

- ア 他の類似品に比べ、独自性や希少性があり、流通、販売段階での優位性があること。
- イ パッケージデザインやネーミング等が優れ、消費者の購入意欲を刺激するものであること。

(3) 信頼性・安定性

- ア 品質を維持、向上させるための取組や技術的な裏付けがあること。
- イ 品質表示が適正であり、消費者の誤解を招く表現、表示でないこと。

(4) 市場性・将来性

- ア 商品の販売実績があり、販売体制が整っていること。
- イ 将来にわたり、継続的かつ安定的な生産又は販売が見込まれ、販路拡大が期待できること。

(5) 品質等

- ア 食味、風味、品質等が優れていること。
- イ 豊後大野市農林水産物等の地域資源を使用していること。

5. 認証の有効期間

令和12年3月31日（認証決定日から3年経過した年度末まで）

6. ブランド認証名及び認証マーク

ブランド名：「ぶんど大野 大地の物語」

ロゴマーク：特設ホームページ <https://bungoono-brand.com/> 参照

7. 認証料

無料（申請商品のサンプルや送料等は申請者負担）

8. 認証のメリット

- ・認証品へのブランド認証マークの使用（認証マークデータを無料提供）
- ・豊後大野市ブランド認証特設ホームページ等でのPR
- ・商談会や催事等でのPR
- ・県外で開催される展示会や商談会等に出展する場合の出展補助金 等

9. 申請書類

申請に当たっては、次の書類を申請期限までに提出してください。

- ①豊後大野市ブランド認証申請書（様式第1号）
- ②豊後大野市ブランド認証申請調書（別紙1）
- ③市税の滞納がないことを証明する書類
- ④定款又はこれに類する書類（法人の場合に限る）
- ⑤登記事項証明書（法人の場合に限る）
- ⑥認証に係る誓約書（別紙2）
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に係る誓約書（別紙3）
- ⑧生産物賠償責任保険（PL保険）証書の写し
- ⑨申請商品の写真（上下、前後、左右の6方向）
- ⑩FCP展示会・商談会シート※
- ⑪6ヶ月以上の販売を証明する書類（納品書等）の写し
- ⑫申請商品のカタログ・パンフレット等（任意提出）

※農林水産省が推進するフード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）により作成された統一フォーマットのシートです。様式は、FCPのホームページ
（<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/index.html>）又は豊後大野市のホームページよりダウンロードできます。

【申請書類のダウンロード】

申請書類の様式は、豊後大野市ホームページからダウンロードできます。

トップページ≫新着情報（事業者向け）≫豊後大野市ブランド認証への申請商品を募集します

10. 申請方法

市役所商工観光課へ申請書類をご持参ください。申請受付は予約制としますので、事前に担当「14. 提出・問い合わせ先」へご連絡ください。

11. 申請期限

令和8年9月30日（水）午後5時（期限厳守）

※提出書類に不備がある場合は受理できませんので、早めの申請をお願いします。

1 2. 認証時期

令和8年中

※申請件数によっては、受付順に審査会を複数回に分けて実施します。

※審査会は、申請者による商品プレゼンや審査委員からの講評を受ける求評審査会形式で行います。審査会への出席は任意ですが、申請商品の審査会日時が決定次第ご案内いたします。

1 3. 留意事項

- ・必ず実施要綱及び実施要領をご確認のうえ、申請してください。
- ・応募に係る経費（商品サンプルや送料等）は申請者の負担となります。
- ・提出された書類は返却しませんので、副本をご準備ください。
- ・認証された場合は、認証決定年度の翌年度から毎年5月末までに事業実績報告書（前年度の製造量、販売額、広告宣伝の状況等）の提出が必要となります。
- ・認証品及び認証事業者の情報は、市のホームページ等で公表します。

1 4. 提出・問い合わせ先

豊後大野市商工観光課 経済振興係

◆住所：〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200 番地（本庁舎4階）

◆TEL：0974-22-1127（直通）

◆FAX：0974-22-3361

◆E-mail：bo150020@city.bungoono.lg.jp

1 5. ブランド認証実施フロー図

